

回復期リハビリテーション病棟へ入院している患者様へ

回復期リハビリテーション病棟は、主に脳血管疾患 又は脊髄損傷、大腿骨頸部骨折等の患者様に対してＡＤＬ能力の向上による、社会復帰、在宅復帰を目指し、早期かつ集中的なリハビリテーションを提供することによって、寝たきり防止と日常生活動作の回復などを図ることを目的とする病棟です。入院より、患者様の身体の機能チェックをさせていただき、リハビリテーション計画書を作成します。それに沿って、訓練・評価・その見直しを行います。

回復期リハビリテーション病棟 1

必要な人数配置は下記の通りです。

医 師

：専任 1 名以上

看護配置

：13 対 1 以上

看護補助者

：30 対 1 以上

理学療法士

：専従 3 名以上

作業療法士

：専従 2 名以上

言語聴覚士

：専従 1 名以上

社会福祉士

：専従 1 名以上

管理栄養士

：専任 1 名以上

当病棟では、1 日に 25 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）及び 10 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員 1 人あたりの受け持ち患者数	
8：30～16：30	看護師	10 名
	看護補助者	10 名
16：30～翌 8：00	看護師	30 名

その他の要件

- 新規入院患者のうち重症患者が 4 割以上
- 重症の患者の 3 割以上が退院時に日常生活機能又は FIM が改善していること。
- 退院患者のうち他の保険医療機関へ転院した方を除く方（在宅）復帰された方が、7 割以上
- 休日を含め、週 7 日間リハビリテーションを提供できる体制
- データ提出加算に係る届出をおこなっている
- リハビリテーションの効果に係る実績指数が 40 以上
- 回復期リハビリテーションを要する状態の患者に対し、1 日当たり 2 単位以上のリハビリテーションを行う

入院費の請求について

入院中の請求は月 1 回です。（毎月 1 日から月末までの分を翌月 10 日前後に請求致します）

回復期リハビリテーション病棟対象者		算定上限日数
1	脳血管疾患、脊椎損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊椎炎、多発性神経炎、多発性硬化症、腕神経叢損傷の発症又は手術後、義肢装着訓練を要する状態、	150 日
	高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷、頭部外傷を含む他部位外傷の発症または手術後	180 日
2	大腿骨、骨盤、脊椎、股関節または膝関節、2 肢以上の多発骨折の発症または手術後	90 日
3	外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており手術後又は発症後	90 日
4	大腿部、骨盤、脊椎、股関節または膝関節の神経・筋または靱帯損傷後	60 日
5	股関節または膝関節の置換術後の状態	90 日

※上記の日数に関しては診療報酬上の算定の上限であり、実際の入院期間ではありません。

入院時の食事について

当院は、入院時食事療養に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。（入院時食事療養 1／入院時生活療養 1）

明細書発行体制について

医療の透明化や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者でも医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より明細書を無料で発行することと致しました。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものです。その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。